

四	三	二	一	行	平	省						
發	用 振	の 法	發 号	名	成 件	二	第	債	財			
行	等 替	條 律	行 称		二 等	十	三	の	務			
方	法	項 及	及	及	十	を	四	十	發	省		
法	の	び 根	び	記	四	次	年	号	行	告		
	適	そ 抛	記	年	の	六	一	等	示			

六

イ
發

入価 行争 非者 特国 札非
札格 行 入価・別債 発競
發競 札格 第参市 行争
行争額 發競 I 加場 入

百に規万兆国項計七つ定う額
八つ定円六債のに億いにち面
十いに、千に規関四て基、金
五て基同八つ定す千はづ財額
億はづ法百いにる六、き政で
七、き第十て基法百額発法二
千額発六六はづ律二面行第兆
二面行十億、き第十金し四千
百金し二八額発四万額た条四
五額た条千面行十円で利第十
十で利第百金し六、六付一億
五三付一二額た条特百国項円
万千国項十で利第別三債の
円五債の五一付一會十に規

五

ハロイ
方募

入価 法入
札格 決
發競 定
行争 の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

非下額市札格
価一を場で競
格国定特あ争
競債め別つ入
争市る参て札
入場も加、と
札特の者財同
発別にご務時
行參よと大に
一加るに臣行
と者発応がわ
い・行募各れ
う第へ限國る
。I以度債入

十 口 イ 一	十 九 八	八 口 イ	七 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 行 競 札 格 行 行 及 入 行 争 格 日	振 額 最 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 競 札 格 行 争 發 競 金 札 格 第 參 市 行 争 發 競 金 札 格 第 參 市 行 争 發 競 I 加 場 入 行 争 額 發 競 I 加 場 入 行 争 額	ハ 口 イ 払 込 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 金 札 格 第 參 市 行 争 發 競 I 加 場	札 非 入 価 發 競 札 格 行 行 及 入 行 争 格 日
額 錢 額	平 す 額 の 振	五	千 六 万 二	で た 条 特	で た 条 特	
面 以 面	成 る の 記 替	万	九 十 円 兆	千 利 第 別	六 利 第 別	
金 上 金	二 。 整 載 法	円	百 一 千	八 付 一 会	十 付 一 会	
額 の 額	十 数 又 の		一 億 百	百 国 項 計	一 国 項 計	
百 そ 百	四 倍 は 規		億 七 二	九 債 の に	億 債 の に	
円 れ 円	年 の 記 定		五 千 七	十 に 規 関	五 に 規 関	
に ぞ に	六 金 錄 に		千 五 三	四 つ 定 す	千 つ 定 す	
つ れ つ	月 額 は よ		七 百 億	億 い に る	百 い に る	
き の き	二 に る		百 六 七	円 て 基 法	万 て 基 法	
百 応 百	十 よ 最 振		六 十 千	、 づ 律	円 、 づ 律	
円 募 円	日 る 低 替		十 万 百	額 き 第	額 き 第	
四 價 三	も 額 口		万 四 八	面 發 四	面 發 四	
十 格 十	の 面 座		千 十 八	金 行 十	金 行 十	
錢 三	と 金 簿		円 八	額 し 六	額 し 六	

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限

後第
の二
利期
子以

初利發競I加場び
期行爭非者特國
利入価・別債
子率札格第參市

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二十大銀金三子、支六
大臣行額十をそ払月
四から百四支の期二
年六円年払日と十
月通知に六う以し日
二月つ月。前、及
二き二六各び
十受け百十月支十
日円日間払二
た者に期月
者属に二
すお十

規下は払し払平年
額面金額× $\frac{0.9}{10} \times \frac{1}{2}$ 定、期た期成○
す次そが金と二。
る号の銀額し十九
期及翌行を、四パ
日び當休支次年।
に第業業払の十セ
つ十日日う算二ン
い五にに。式月ト
て号支当たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
。いへと、算を
。て以き支出支